

平成31年4月1日  
文化庁長官決定  
令和2年4月17日  
令和3年4月1日  
改 正

## 1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる観光拠点の核となる重要文化財建造物及び登録有形文化財建造物等（以下「文化財建造物」という。）、重要文化財美術工芸品及び登録有形文化財美術工芸品等（ただし、一定の近代の文書類その他一般的な外国人観光客に対する魅力又は訴求力を有していると認めることが困難なものを除く。）（以下「美術工芸品」という。）、史跡名勝天然記念物及び登録記念物等（以下「記念物」という。）並びに重要伝統的建造物群保存地区の活用整備・美観向上等、創意工夫に基づいた特色ある取組に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 補助事業者

### （1）文化財建造物

#### ① 重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2又は法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、4.（1）②については、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）、加えて4.（1）②のうち解説整備については、当該文化財の所在する地方公共団体も可とする。

#### ② 登録有形文化財建造物等

4.（1）①についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

4.（1）②アからウのうちイの解説整備以外についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

4.（1）②イのうち解説整備についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）等とする。

### （2）美術工芸品

#### ① 重要文化財美術工芸品

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第32条の2若しくは法第172条の規定により国宝・重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

#### ② 登録有形文化財美術工芸品等

補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

### （3）記念物

① 史跡名勝天然記念物

補助事業者は、史跡名勝天然記念物の所有者又は法第113条若しくは法第172条の規定により史跡名勝天然記念物の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

② 登録記念物

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

(4) 重要伝統的建造物群保存地区

補助事業者は、重要伝統的建造物群保存地区が所在する市区町村（所有者等の行う事業に対し市区町村がその経費を補助する場合を含む。）とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、(1)又は(2)に加え(3)から(5)を全て満たす事業とし、その明細は別紙1のとおりとする。

(1) 文化財建造物、記念物及び重要伝統的建造物群保存地区

① 美観向上整備事業

建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

② 活用環境強化事業

ア 文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。）

ウ 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備

(2) 美術工芸品

① 美観向上整備事業

美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事

② 鑑賞環境基本整備事業

ア 美術工芸品の公開活用に資する保存活用計画の策定

イ 3.(2)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する展示設備の整備

ウ 3.(2)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する案内設備・情報機器の整備

③ 情報発信事業

3.(2)①の工事を実施することにより生成される新たな文化財情報及び工事情報の発信で、3.(2)①を併せて実施するもの

(3) 前年度の観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村又は日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。

(4) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについて

ては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

- (5) Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

#### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

- (1) 文化財建造物、記念物及び重要伝統的建造物群保存地区

① 美観向上整備事業

- ア 建築工事経費
- イ 設計料及び監理料
- ウ 技術指導料
- エ 間接事業費

② 活用環境強化事業

- ア 公開活用に資する保存活用計画策定経費
- イ 建築工事経費、設備工事費、環境整備費、解説整備費
- ウ 設計料及び監理料等
- エ 間接事業費

- (2) 美術工芸品

① 美観向上整備事業

- ア 修理工事経費
- イ 設計料及び監理料
- ウ 技術指導料

② 鑑賞環境基本整備事業

- ア 公開活用に資する保存活用計画策定経費
- イ 設備工事費、環境整備費
- ウ 解説整備費
- エ 設計料及び監理料等

③ 情報発信事業

- 情報発信経費

#### 5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- ① 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

- ② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額  
実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

③ 補助事業者に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

④ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

⑤ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は③を適用しない。

(2) 3. (1) ②を除く補助事業の補助金の上限額は、1,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、且つ、以下の要件を満たしている場合には、上限額を変更することができる。

① 市区町村に宿泊した外国人観光客が1.6千人以上／年又は市区町村における外国人観光客入れ込み数が6.5千人以上／年の場合：2,000万円

② 市区町村に宿泊した外国人観光客が7千人以上／年又は市区町村における外国人観光客入れ込み数が1.8千人以上／年の場合：5,000万円

③ 施設における採択希望年度の前々年度から前3年間の外国人観光客入れ込み数の伸び率が150%以上の場合：上限額が1,000万円を2,000万円に、2,000万円を5,000万円にそれぞれあげる。

④ ②の要件を満たし、且つ、特に必要と認められる事業：有識者の意見を踏まえた額

(3) 3. (1) ②の補助事業の補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

## 6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

| 区 分   | 内 容  |
|---|--|
| 建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事                         | 塗装工事又は左官工事、屋根工事（葺材の部分的な葺替までとする）及びそれに伴う木工事又は金具工事、建具工事等                  |
| 文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定  | 原則として保存管理に関する事項、環境に関する事項、防災に関する事項、活用に関する事項、及び保護に係る諸手続き等からなる「保存活用計画」の策定 |
| 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備  | 電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備（内装を含む。）等     |
| 活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事   | 警報設備若しくは消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備又は耐震性能強化を図るための装置若しくは設備の設置工事 等            |
| 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備   | 来訪者便所若しくは休憩施設、ガイドンス施設、管理施設（新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備 等           |
| 美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事 | 同左   |
| 美術工芸品の公開活用に資する保存活用計画の策定   | 原則として保存管理に関する事項、防災に関する事項、活用に関する事項、及び保護に係る諸手続き等からなる「保存活用計画」の策定          |
| 美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する展示設備の整備   | 展示ケース、照明設備、造作 等  |
| 美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する案内設備・情報機器の整備  | 案内・解説設備及び情報機器の整備 等   |
| 新たな文化財情報及び工事情報の発信   | 解説板、パンフレット・冊子、ホームページ、データベースの制作 等                                       |

(別紙2)

| 名称                | 対象経費の区分   | 項                         | 目                   | 目の細分  | 説明  |
|-------------------|-----------|---------------------------|---------------------|---|---|
| (1)<br>① 美観向上整備事業 | (ア)建築工事経費 | 本工事費                      | 給 与<br>報 酬<br>職員手当等 | 時間外手当<br>期末手当<br>通勤手当<br>退職手当<br>〇〇手当                                     | 会計年度任用職員を含む<br>連絡旅費等<br>指導監督旅費<br>会計年度任用職員を含む   |
|                   |           |                           | 共 済 費               | 社会保険料<br>〇〇保険料  |   |
|                   |           |                           | 旅 費                 | 普通旅費<br>特別旅費<br>費用弁償  | 小印刷、写真焼付等<br>事務所光熱水料  |
|                   |           |                           | 需 用 費               | 消耗品費<br>印刷製本費<br>光熱水料<br>燃 料 費<br>修 繕 料<br>〇 〇 費                          | 機械器具の修繕料<br>郵便料、運搬料等  |
|                   |           |                           | 役 務 費               | 保 管 料<br>火災保険料<br>通信運搬費<br>手 数 料<br>〇 〇 費                                 | 本工事の全部又は一部を委託する経費<br>写真撮影料、図化作成費(トレース原紙)<br>工事に直接必要な建物、土地の借上料、会場借料等<br>器具損料、自動車借上料<br>本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの)<br>本工事に必要な原材料の購入費 |
|                   |           |                           | 委 託 費               | 〇〇測量委託<br>〇〇調査委託<br>〇〇試験委託<br>〇〇委託料                                       |   |
|                   |           |                           | 使用料及び賃借料            | 借料及び損料  |   |
|                   |           |                           | 工事請負費               | 〇 〇 損 料<br>請 負 費  |   |
|                   |           |                           | 原 材 料 費             | 工 事 材 料 費<br>加 工 材 料 費<br>木 材 費<br>石 材 費<br>金 属 資 材 費<br>〇 〇 費<br>雑 資 材 費 | わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合<br>機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)   |
|                   |           | 共通工事費<br>附帯工事費<br>工事人件事務費 | 給 与<br>報 酬<br>職員手当等 | 時間外手当   | 本工事費に準ずる<br>本工事費に準ずる  |

|                          |                           |             |  |   |  |
|--------------------------|---------------------------|-------------|--|---|--|
|                          |                           |             | 共 済 費<br>旅 費<br>委 託 費<br>報 償 費<br>旅 費<br>委 託 費<br>負担金、補助金及び交付金                                     | 期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>〇 〇 手 当<br>社 会 保 険 料<br>〇 〇 保 険 料<br>費 用 弁 償<br>設 計 料<br>監 理 料<br>技 術 指 導 謝 金<br>普 通 旅 費<br>技 術 指 導 委 託  | 危 険 な 作 業 を 伴 う 等 特 別 な 場 合 に 限 る<br>会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む<br><br>文 化 庁 の 承 認 基 準 を 満 た す 者<br>に よ る 技 術 的 指 導 に 係 る 経 費<br>技 術 的 指 導 旅 費<br>技 術 指 導 の 全 部 又 は 一 部 を 委 託 す る 経 費<br><br>(ア)~(ウ)の事業を補助事業として実施する場合 |
| (イ)設計料及び監理料              | 委 託 費                     |             |  |   |  |
| (ウ)技術指導料                 | 技 術 指 導 料                 |             |  |   |  |
| (エ)間接事業費                 | 間 接 補 助 事 業 費             |             |  |   |  |
| (1)<br>② 活 用 環 境 強 化 事 業 | (ア)公開活用のための保存<br>活用計画策定経費 | 計 画 策 定 経 費 | 給 与<br>報 酬<br>職 員 手 当 等<br><br>共 済 費<br>報 償 費<br>旅 費<br>需 用 費<br>役 務 費<br>委 託 費<br>使 用 料 及 び 賃 借 料 | 時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>〇 〇 手 当<br>社 会 保 険 料<br>〇 〇 保 険 料<br>調 査 謝 金<br>打 合 会 出 席 謝 金<br>原 稿 執 筆 謝 金<br>〇 〇 謝 金<br>普 通 旅 費<br>特 別 旅 費<br>費 用 弁 償<br>消 耗 品 費<br>印 刷 製 本 費<br>会 議 費<br>光 熱 水 料<br>〇 〇 費<br>通 信 運 搬 費<br>写 真 焼 付 料<br>手 数 料<br>〇 〇 費<br><br>測 量 費<br>図 面 作 製 費<br>〇 〇 委 託 費<br>借 料 及 び 損 料 | 危 険 な 作 業 を 伴 う 等 特 別 な 場 合 に 限 る<br>委 員 会 等 の 外 部 委 員<br><br>会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む<br><br>郵 便 料 、 運 搬 料 等<br><br>計 画 策 定 の 全 部 又 は 一 部<br>を 委 託 す る 経 費<br>地 上 実 測 、 航 空 写 真 実 測 等<br>図 化 費<br>会 場 借 上 料 等      |

|                      |                                      |   |                     |   |   |
|----------------------|--------------------------------------|---|---------------------|---|---|
| (1)<br>②<br>活用環境強化事業 | (イ)建築工事経費<br>設備工事費<br>環境整備費<br>解説整備費 | 本 工 事 費                                 | 給 与<br>報 酬<br>職員手当等 | 時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>〇 〇 手 当<br>社 会 保 険 料<br>〇 〇 保 険 料<br>普 通 旅 費<br>特 別 旅 費<br>費 用 弁 償<br>消 耗 品 費<br>印 刷 製 本 費<br>光 熱 水 料<br>燃 料 費<br>修 繕 料<br>〇 〇 費<br>保 管 料<br>火 災 保 険 料<br>通 信 運 搬 費<br>手 数 料<br>〇 〇 費<br>〇 〇 測 量 委 託<br>〇 〇 調 査 委 託<br>〇 〇 試 験 委 託<br>〇 〇 委 託 費<br>借 料 及 び 損 料<br><br>〇 〇 損 料<br>請 負 費<br><br>工 事 材 料 費<br>加 工 材 料 費<br>木 材 費<br>石 材 費<br>金 属 資 材 費<br>〇 〇 費<br>雑 資 材 費 | 危 険 な 作 業 を 伴 う 等 特 別 な 場 合 に 限 る<br>連 絡 旅 費 等<br>指 導 監 督 旅 費<br>会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む<br><br>小 印 刷 、 写 真 焼 付 等<br>事 務 所 光 熱 水 料<br><br>機 械 器 具 の 修 繕 料<br><br>運 搬 料<br><br>本 工 事 の 全 部 又 は 一 部 を 委 託 す る 経 費<br><br>工 事 に 直 接 必 要 な 建 物 、 土 地 の 借 上 料 、 会 場 借<br>料 等<br>器 具 損 料 、 自 動 車 借 上 料<br>本 工 事 の 全 部 又 は 一 部 を 請 負 で 施 工 す る 場 合 ( 契<br>約 に よ る も の )<br>本 工 事 に 必 要 な 原 材 料 の 購 入 費<br><br>わ ら 、 竹 、 縄 、 薬 品 、 塗 料 等 の 資 材 で 少<br>額 の 場 合<br>解 説 整 備 費 以 外 の 機 械 器 具 等 の 購 入 費 は 、 工 事 完<br>了 後 、 売 払 い 等 の 処 分 を す る こ と |
|                      |                                      | 共 通 工 事 費<br>附 帯 工 事 費<br>工 事 人 件 事 務 費 | 給 与<br>報 酬<br>職員手当等 | 時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当   | 本 工 事 費 に 準 ず る<br>本 工 事 費 に 準 ず る  |



|                               |              |       |   |  |   |
|-------------------------------|--------------|-------|---|--|---|
|                               | (ウ)設計料及び監理料等 | 委託費   | 共 済 費<br>旅 費<br>委 託 費<br>報 償 費<br>旅 費<br>負担金、補助金及び交付金   | 退 職 手 当<br>○ ○ 手 当<br>社 会 保 険 料<br>○ ○ 保 険 料<br>費 用 弁 償<br>設 計 料<br>監 理 料<br>翻 訳 ・ 監 修 料<br>技 術 指 導 謝 金<br>○ ○ 謝 金<br>普 通 旅 費  | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る<br>会計年度任用職員を含む<br>文化庁の承認基準を満たす者<br>による技術的指導に係る経費<br>原稿執筆・翻訳謝金等<br>技術的指導旅費<br>(ア)~(ウ)の事業を補助事業として実施する場合 |
| (2)<br>① 美観<br>向上<br>整備<br>事業 | (ア)修理工事経費    | 修理経費  | 給 与<br>報 酬<br>職 員 手 当 等<br>共 済 費<br>旅 費<br>需 用 費<br>役 務 費<br>委 託 費<br>使 用 料 及 び 賃 借 料<br>工 事 請 負 費<br>原 材 料 費<br>委 託 費<br>役 務 費 | 時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>○ ○ 手 当<br>社 会 保 険 料<br>○ ○ 保 険 料<br>普 通 旅 費<br>特 別 旅 費<br>費 用 弁 償<br>修 理 用 消 耗 品 費<br>印 刷 製 本 費<br>会 議 費<br>燃 料 費<br>○ ○ 費<br>保 管 料<br>通 信 運 搬 費<br>写 真 焼 付 料<br>手 数 料<br>○ ○ 費<br>○ ○ 調 査 費<br>借 料 及 び 損 料<br>○ ○ 損 料<br>請 負 費<br>諸 資 材 費<br>設 計 料<br>監 理 料<br>手 数 料 | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る<br>会計年度任用職員を含む<br>報告書(特に認めた場合に限る)<br>工事に必要な建物、工具等の借上料<br>工事の一部又は全部を請負で施行する場合                          |
|                               | (イ)設計料及び監理料  | 委託費   | 委 託 費<br>役 務 費  | 設 計 料<br>監 理 料<br>手 数 料  |   |
|                               | (ウ)技術指導料     | 技術指導料 |   |  |   |



|                        |             |                        |   |   |  |
|------------------------|-------------|------------------------|---|---|--|
| (2)<br>②<br>鑑賞環境基本整備事業 | ウ 解説整備事業経費  | 解説整備事業<br>経費           | 役 務 費<br><br>委 託 費<br>使用料及び借料<br><br>工 事 請 負 費<br><br>原 材 料 費<br>備品購入費<br><br>給 与<br>報 酬<br>職員手当等<br><br>共 済 費<br><br>旅 費<br>使用料及び借料<br><br>役 務 費<br><br>委 託 費<br>請 負 費<br>備品購入費<br>需 用 費 | 通 信 運 搬 費<br>手 数 料<br>○ ○ 費<br><br>○ ○ 委 託 費<br><br>借 料 及 び 損 料<br><br>○ ○ 損 料<br>請 負 費<br><br>○ ○ 費<br><br>時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>○ ○ 手 当<br>社 会 保 険 料<br>○ ○ 保 険 料<br>普 通 旅 費<br>特 別 旅 費<br>費 用 弁 償<br>会 場 借 料<br>自 動 車 等 借 上 料<br>○ ○ 借 料<br>○ ○ 損 料<br>通 信 運 搬 費<br>現 像 焼 付 料<br>手 数 料<br>○ ○ 委 託 費<br><br>消 耗 品 費<br>印 刷 製 本 費<br>そ の 他 需 用 費 | 運搬料<br><br>本工事の全部又は一部を<br>委託する経費<br>工事に直接必要な建物、<br>土地の借上料<br>器具損料、自動車借上料<br>本工事の全部又は一部を請負で<br>施工する場合(契約によるもの)<br>本工事に必要な原材料の購入費<br>機械器具等の購入費(工事完了後、<br>売払い等の処分をすること) |
|                        | エ 設計料及び監理料等 | 委 託 費<br><br>技 術 指 導 料 | 委 託 費<br><br>報 償 費<br><br>旅 費<br>役 務 費  | 設 計 料<br>監 理 料<br>翻 訳 ・ 監 修 料<br><br>技 術 指 導 謝 金<br><br>○ ○ 謝 金<br>普 通 旅 費<br>手 数 料   | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る<br><br>会計年度任用職員を含む<br><br>文化庁の承認基準を満たす者<br>による技術的指導に係る経費<br>原稿執筆・翻訳謝金等<br>技術的指導旅費  |

|                    |          |          |  |  |                                  |
|--------------------|----------|----------|--|--|----------------------------------|
|                    |          |          |  |  |                                  |
| (2)<br>③<br>情報発信事業 | 情報発信事業経費 | 情報発信事業経費 | 給 与<br>報 酬<br>職員手当等<br><br>共 済 費<br><br>旅 費<br>報 償 費<br><br>使用料及び借料<br><br>役 務 費<br><br>委 託 費<br>工事請負費<br>備品購入費<br>需 用 費 | 時 間 外 手 当<br>期 末 手 当<br>通 勤 手 当<br>退 職 手 当<br>〇 〇 手 当<br>社 会 保 険 料<br>〇 〇 保 険 料<br>費 用 弁 償<br>原 稿 執 筆 謝 金<br>翻 訳 謝 金<br>〇 〇 謝 金<br>〇 〇 借 料<br>〇 〇 損 料<br>通 信 運 搬 費<br>現 像 焼 付 料<br>手 数 料<br>監 修 料<br>〇 〇 委 託 費<br>請 負 費<br><br>消 耗 品 費<br>印 刷 製 本 費<br>そ の 他 需 用 費 | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る<br>会計年度任用職員を含む |